

## 5 助成金の事業計画の変更手続き（助成金変更承認申請書等）

認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の申請内容を変更する場合は、機構に対し、その変更内容を次の各号により機構が必要と認める書類を添付し、業務受託法人を經由して届出または申請しなければなりません。

### (1) 届出（変更届）

認定申請書又は支給請求書を提出し受理された後において、認定または支給決定前に、認定申請または支給請求に係る上記3の(4)に掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、助成金事業計画変更届により届け出ることが必要です。

この際の認定または支給決定にあつては、当該届出の内容も踏まえて決定されます。

### (2) 申請（変更承認申請書）

申請は、認定から第1回目の支給請求（支給請求に併せてこの申請をすることはできません。）まで、または支給決定から次の回の支給請求の提出までの期間において、次のイ及びロの変更を行う場合に、それぞれに定める申請期限にしたがって、助成金事業計画変更承認申請書により申請することが必要です。

#### イ 変更事項

- ① 認定または支給に係る作業施設及び附帯施設の変更
- ② 作業設備の設置場所が固定される設備の設置場所の変更

#### ロ 提出期限

この申請の期限は、原則として、変更に係る作業施設及び附帯施設の賃貸借契約を行おうとする日の前日の2か月前の応当日（応当日がないときは、その月の末日。以下同じ。）から賃貸借契約締結日の翌日の3か月後の応当日までです。

## 6 申請回数の特例

### (1) 支給回数

この助成金により同一の作業施設等について継続して認定を受ける場合であつて、当該3回目の認定申請において1回目の支給対象障害者の数より増加し、かつ、当該増加に係る支給対象障害者の支給回数が3回を満たしていない場合は、当該増加に係る支給対象障害者をもって、4回目に限り支給することができます。

### (2) 支給期間満了後の認定申請

この助成金の支給期間満了後、引き続き当初の契約期間が残存している場合の認定申請書の提出期限は、1回目または2回目の支給期間満了の日の翌日から起算して3ヵ月以内です。

## 参 考

### 《支給対象となる作業施設等の事例》

#### (1) 作業施設

障害者の障害を克服し、作業を容易にするために配慮された施設をいいます。

イ 「障害者の障害を克服し、作業を容易にするために配慮された施設」とは、支給対象障害者の障害の特性により判断することとなりますが、次の(イ)～(ニ)に掲げる事項のいずれかの措置が講じられていることが必要です。

- (イ) 職務の遂行における肉体的、精神的負担の軽減
- (ロ) 職務の遂行における事業所内移動に係る制約の緩和
- (ハ) 職務の遂行における安全対策
- (ニ) 職務の遂行における指導援助の円滑化

ロ 助成金の対象となる作業施設の例は、次のとおりです。

- (イ) 車いす使用者の動線を考慮し、通常より広い作業面積を有する作業場、車いす使用者が余裕をもってすれ違える程度の通路の確保及び段差等の障壁を解消し、床面を平坦化した作業場
- (ロ) 視覚障害者の歩行上における安全確保等を目的とした手すり、点字ブロックが整備されている作業場

- ハ) 視覚障害者をヘルスキーパーとして雇用し、視覚障害者用に配慮された作業場を設置または改装する場合

## (2) 附帯施設

作業施設に附帯する施設で、支給対象障害者の障害を克服し、就労を容易にするために配慮された施設（例えば、玄関、廊下、階段、ドア、トイレ、更衣室、駐車場）をいいます。具体的には、次のようなものを含みます。

- ・点字ブロック
- ・パトライト
- ・身体障害者用トイレ
- ・手すり
- ・スロープ
- ・床面の平坦化（建物の老朽化等に伴う改修等、一般的な改修・整備は除く。）
- ・駐車場の整備（1台あたりの面積は28㎡を限度）、カーポートの整備
- ・駐車場から玄関までの通路の整備（幅2mに玄関までの距離を乗ずる面積を限度）
- ・エレベータ（支給対象障害者が作業する階数までを対象）
- ・冷暖房装置（頸髄損傷者のほか、医師の診断書により体温調節ができないと認められる者に限る。）
- ・階段昇降機
- ・段差解消機
- ・自動ドア、片引きドア、自動シャッター
- ・人工透析をするためのスペース（内部障害者）

## (3) 作業設備

障害者の障害を克服し作業を容易にするための設備・機器をいいます。

ただし、技術の進歩による機能の向上により、障害者用に開発された設備・機器または特定の障害を克服する機能を備えた設備・機器は、改造が無くても支給の対象としています。

イ 障害者の障害を克服するために改造された設備・機器の例

- (イ) 聴覚障害者…作業過程の異常音によって故障等の発生を判断するのが困難な障害を克服するため、どの部分が故障の箇所か等を知らせる色別のパトライトを取り付けた設備
- (ロ) 肢体不自由者…車いす使用者が作業する機械等の高位置にある操作用ボタンの位置を改造した設備やアクセルやブレーキを改造した自動車
- (ハ) 知的障害者、精神障害者…障害者以外の労働者であれば一定のスピードで作業できる設備や特別な安全装置を取り付けなくても作業できる設備を、知的障害者等の作業能力に合わせて減速する改造や特別な安全装置の取付けをした設備

ロ 技術進歩による機能の向上により障害者用に開発された設備・機器に該当する例

- (イ) 視覚障害者………拡大読書器、画面拡大ソフト、音声化ソフト
- (ロ) 肢体不自由者………作業用車いす

ハ 特定の障害を克服する機能を備えた設備・機器の例

知的障害者、精神障害者…当該設備の導入により、数値の読みとりや判断を必要とする作業が減り、作業が単純化・平易化され、または高齢化等による体力の減退が補完されることで作業が容易になる設備（※ただし支給対象障害者の専用機に限る）